議長	
確認印	

議会運営委員会会議録

1日 時	開会 平成 26 年 6 月 11 日 13:40
	閉会 平成 26 年 6 月 11 日 14:00
2 場 所	正副議長室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田惠二(副議長)
6 職務出席者	鈴木道男(議長) 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第 1. 平成 26 年第 3 回塙町議会定例会一般質問の運営について

9 議事の経過

副委員長開会

委員長あいさつ

第1. 平成26年第3回塙町議会定例会一般質問の運営について

委員長: ただ今の一般質問において、鈴木安次議員の質問に対し3月定例会と同様の町長答弁だった。この件について協議する。

小林委員:議会軽視である。予算を持っている以上町長はきちんと説明すべき。あのような答弁では納得できない。議長から町長に申し入れるべき。

割貝委員:どっちもどっちの点がある。

鈴木幸江委員:鈴木議員が質問をやめるのはもっともだと思う。3 月の一般質問と変わらない答弁である。

鈴木孝則委員:町長からすれば、影響を最小限にしたいという考えなのだろう。だから意 見が出せない。しかし、議員はそこが聞きたい。

委員長:町側としてそのような段階になっていない状況だと思う。

議長:細かい点は別として、基本的考えは答弁する必要がある。

小林委員:土地も決まっている。場所もわかっている。そこに造ることは分かっている。 それなのに答えられないというのは議会軽視である。私は賛成しているのでいいが、決まっているのに話さないというのはおかしい。

副議長:自分の意見は言うべきである。

割貝委員:「議員は反対だから・・・」については改めてもらう必要があるか。

(発言の中で「違っていたらお詫びする」とした。問題ないという人あり)

小林委員:町長が答弁しないなら議長から申し入れて答弁してもらうしかない。

議長:細部は検討委員会にゆだねるとしても、町長の構想を述べてもらう必要はある。

委員長: それでは、町長になにがしかの答弁を求めることでよいか。

割貝委員:議長から町長に発言を促し、発言しないとなればまた議運となるか。

議長:質問の終了宣告はしていない。質問が続いている状況である。

委員長:「議員は反対だから・・・」に関しては、町長は訂正しているので問題なしとした

11

議事の進めをどうするか。

事務局:これからただちに再開し、この協議内容を受けて議長が町長に発言を促し、またいったん休憩することでどうか。なお、協議内容があるので14時半まで休憩でどうか。

委員長:ただ今の説明の通りでよいか。

(異議なし)

委員長:議長にはそのように運営されたい。

委員長:これで議事を終わる。再開後再度この場で議運を開催する。

副委員長:閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長